

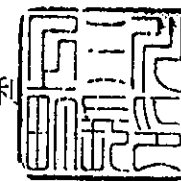


公 示 送 達 書

上税第74号
令和8年6月1日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	被相続人 田口 保二
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度固定資産税1期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。